

東京都総合環境アセスメント試行審査会

(第6回)

平成12年10月10日(火)

東京都庁第1本庁舎33階 N6会議室

小島課長 それでは事務局からご報告申し上げます。本日もご出席予定の方で、まだお二人ご到着ではありませんけれども、時間でございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、現在、7名ほどの傍聴の申し出がございます。よろしくお願いいたします。

清水会長 それでは会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますが、本日の議題等で、特に非公開にすべき事項はありますか。

小島課長 特にないと思われまして。

清水会長 それでは会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、傍聴人の数を、会場の都合から20名程度にしたいと思っております。

そこで、開会に先立ちまして、事務局から、都側出席者の紹介及び、環境局長からのごあいさつの申し出がございますので、ご紹介をいただきたいと思っております。

町部長 それでは私のほうから紹介をさせていただきます。

先生方のほうからご覧いただきまして、私の右手のほうから参ります。中野環境局長でございます。

中野局長 よろしくお願いいいたします。

町部長 その隣が環境評価部の取りまとめ担当をしております環境影響評価審査課長の柏谷でございます。

柏谷課長 柏谷でございます。よろしくお願いいいたします。

町部長 その隣が総合アセスメント制度担当副参事の大坪でございます。

大坪副参事 大坪です。よろしくお願いいいたします。

町部長 反対側に参りまして、私の左手が総合アセスメント制度担当課長の小島でございます。

小島課長 小島です。どうぞよろしくお願いいいたします。

町部長 申しおくれましたが、私、4月から環境評価部長となりました町で
ございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

清水会長 それではどうぞ、局長さんからごあいさつをいただきたいと思
います。

中野局長 お時間をいただきまして恐縮でございます。本日は清水会長はじめ
委員の皆様におかれましては大変ご多用のところ、また、このような時間
にご出席を賜りまことにありがとうございます。

ごあいさつが申しおくれましたが、私はこの8月に、齋藤前環境局長の後任
として環境局長に就任いたしました中野でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

委員の先生方にはすでにご案内のこととは思いますが、東京には多様な都市
機能が高度に集積しておりまして、多くの便益を享受している反面、いま都政
の喫緊の課題でございます、ディーゼル車を中心とした自動車排出ガスによる
大気汚染、あるいはヒートアイランド現象の進行、あるいはその廃棄物問題な
ど、重大な環境問題を抱えております。

こうした状況の中で、私ども環境局といたしましては、環境への配慮を重視
する都市づくりをめざしまして、各種の施策を精力的に展開しているところ
でございます。

ただいまご審議をいただいております総合環境アセスメント制度も、このた
めの主要な施策の1つでございます。ただいまご審議いただいております事案
は試行ではございますが、本格実施に向けまして、環境配慮書の内容とか、あ
るいは、その本格実施に向けた制度の調整等についてもご審議をいただいで
いるところでございます。

この制度は全国的にも例がなく、社会的にも大変影響が大きい制度でござ
います。清水会長はじめ委員の皆様方には大変ご多用のところ、多大なご苦
勞をおかけいたしますが、引き続きのご審議のほどどうぞよろしくお願
いいたします。

また、今後とも合わせまして東京都の環境行政にもご協力、ご指導をいただ
ければと思います。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

清水会長 どうもありがとうございました。なお、中野環境局長におかれま
しては、この後、別の用事がありとのことでございますので、ここでご退席
なさりたいとのことでございます。どうぞ。

中野局長 恐縮でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

(中野局長退室)

清水会長 それでは傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

清水会長 それではただいまから第6回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、夜分の会議でまことに恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は会議次第にございますように、報告・審議5件を行うことにいたしております。

初めに、会議次第にございますように、「ア 試行審査会委員の任期延長等について」、事務局から説明をお願いします。

清水会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入ることにいたしますが、まず、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

清水会長 それでは、ただいまから第5回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

本日は、会議次第にございますように、報告を1件、審議を1件、諮問を1件受けることにいたします。

初めに、議事次第によりますと、2の(1)報告とあります。「試行審査会運営要領の改正」について事務局から説明をお願いします。

小島課長 それでは、審査会の委員の任期延長等についてご報告申し上げます。

試行審査会の委員の皆様方には、平成10年の10月から2年間ということをお願いしてございましたけれども、9月31日で、一応当初予定の2年間が終了するわけにございますけれども、現在、まだ試行中ということで、引き続き試行審査会の委員としてご就任いただきたいということで、任期の延長をさせていただけるように手配をさせていただいております。

任期につきましては、予定よりも6カ月間延長いたしまして、平成13年の3月31日までということで、すでに委員の皆様方にはお願いを申し上げているところでございます。

その根拠になりますのは、お手元に参考資料として配らせていただいておりますけれども、実施要領の第22にございますけれども、これはこの7月25日に改正をしたものでございますけれども、当初は「委員の任期は2年とする。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」というふうになっておりましたが、「委員の任期は2年とする。ただし、特に局長が必要と認めた場合には期限を定めて、これを延長することができる」というふうはこの要領を改正いたしまして、これに基づきまして、6カ月の任期の延長をお願いしたとこ

ろでございます。

なお、机の上に委嘱状を配らせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それが「ア 試行審査会委員の任期延長」ということで、1番目のご報告でございます。

次に史跡・文化財の専門員の設置についてご報告いたします。

8月1日付で、試行審査会に新たに専門員が設置されました。史跡・文化財の専門員として、立正大学学長の坂詰先生にご就任をいただきました。

専門員の委員につきましては、専門員は専門の事項を調査いただくために置かれるもので、局長が委嘱することになっております。いま申し上げましたように、8月1日付で坂詰先生にご就任いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、坂詰先生には後ほどご発言いただきますけれども、この場でご紹介だけさせていただきたいと思っております。ご就任いただきました坂詰専門員です。

坂詰専門員 坂詰です。よろしくお願いいたします。

小島課長 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

もう1つ、ご報告事項がございます。

これにつきましては、すでに第1分科会あるいは第2分科会のほうでもご報告させていただいた事項でございますけれども、7月の11日、12日の両日に、放射5号線等の実施主体である、都市計画局、建設局による住民説明会が開催されています。

初日の7月11日につきましては、国学院大学久我山高校、翌日7月12日につきましては三鷹市立北野小学校、こちらの2カ所で、地元の住民の皆さんに対する説明会が開催をされております。1日目は約400名程度、2日目には約80名程度の参加がございました。環境局につきましてもオブザーバーとして出席をさせていただいております。

この説明会で、実施主体により、環境配慮書の内容について、道路の必要性や環境配慮書の各環境影響項目についての予測評価事項などについての説明等がありました。

これに基づき、参加された皆さんからご発言がありましたけれども、事業反対の声が多く寄せられておりました。どうせつくるんだったら、少し早くつくったほうがいいんじゃないかというふうな声もありましたけれども、反対の声が多く寄せられたというような状況でございました。

ご報告は以上でございます。

清水会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまお聞きのような説明でありますので、今年度末まで任期を延長したいという環境局長からのお申し出でございますので、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中とは存じますが、引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

また、坂詰専門員におかれましても、お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に「イ 第1分科会からの経過報告について」でございます。ご説明をお願いいたします。

亀山第1分科会座長 第1分科会は私が座長でございますので、私のほうからご報告させていただきます。

第1分科会は、「東京都市計画道路幹線街路放射第5号線・三鷹都市計画道路3・2・2号線」の環境配慮書につきまして所要の検討を行うことと、その結果の取りまとめを付託されております。

これを受けまして、8月から9月はじめにかけて、委員の皆様及び項目検討委員の皆さんに個別に検討を進めていただきまして、9月11日の第2回第1分科会において、その経過報告を受けております。

本日は、その経過報告につきまして審査会にご報告申し上げますが、まず初めに、環境配慮書の内容について、都民の皆さんから提出された意見書の概要と、関係区市長の意見につきまして事務局から報告していただきますので、よろしく願いいたします。

大坪副参事 それでは、お手元の資料1、資料2につきまして、事務局からご報告申し上げます。

まず、資料1、これは都民の意見書の概要でございますが、合計2,290件、意見書として提出されております。

その内訳は、下の表のとおりです。

この表の中の から の分でございますが、定型の意見書を から まで分けております。以下、 として定型 、定型 、定型 、定型 というふうに分けております。合計した件数が2,290件でございます。

定型の から までにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

約290前後の件数になっております。

次のページを見ていただきたいと思っております。氏名と住所の欄は黒くしておりますが、ここの右側に、定型 から定型 までを表示させていただいております。つまり、このフォーマットといいますか、書式を使って、それぞれ定型1の意見に賛同する方が、ここに氏名とご住所が書かれるということになっております。

したがって、たとえば定型 の意見に、私はそうは思いませんということになりますと、ここの氏名と住所が空欄になってきますので、このフォーマットを使いますと若干、290前後で数のばらつきが出てくるというものでございます。

なお、次のページを見ていただいて、一番下が自由意見という形になっていまして、ここに書かれた意見につきましては、また1枚戻っていただきまして、資料1の 、自由意見の中にカウントさせていただいております。その自由意見の下に括弧で囲っておりますが、定型 から にかかわる自由意見、これが87件ございましたということでございます。

なお、引き続きまして、 の定型 につきましては、また次のページを見ていただきたいと思っております。はがきに印刷をされていまして、このご意見にご賛同される方が住所、氏名を書かれまして、ご意見としていただいているもの

でございます。

その右側のページが定型 の分でございます。同じくはがきを使っていらっしゃいます。

定型 、その裏面になりますが、これもはがきを使って意見が記載されております。その右側、定型 も、これははがきではございませんが、同一のご意見に、最後のほうに住所と氏名を書かれて、ご意見として提出されているものでございます。

以上、2,290件の内訳についてご説明をさせていただきました。

つまり、枠外に書いておりますが、意見書の提出者の総数といたしましては約760名ほどでございます。したがって、単純に割りますと、お一人3件弱ぐらいのご意見が来ているということでございます。

次に、「都民の意見書（主な意見）」について、ご報告いたします。

この主な意見につきましては5タイプぐらいに分けて取りまとめをさせていただきました。最初が、公害系の項目という形で、大気汚染、それから騒音・振動という点についての主な意見をまとめております。

その下、自然系の項目、これはいろいろ分かれておりまして、自然環境全般、下に植物・動物、裏面へ行きますと生態系、緑・水辺、景観、史跡・文化財、このような形でまとめております。

次が社会経済面の比較検討の点につきまして、利用者の視点のほうから見た意見として、6件ほどまとめております。

その他の評価項目として、安全・防災の観点のご意見も2件ほどまとめております。

それから全般的に、その他一般といたしまして、環境配慮書、それから「対象範囲等（予測・評価の範囲及び関係地域の範囲）」について」と記載しておりますが、これらのご意見を4件ほど、それから「その他」の「その他」、かなり幅のある広いご意見という形で7件ほどまとめております。

それぞれこういうご意見でございますが、次のページ、別の視点からまとめたものでございますが、これは8タイプほどに分けております。

まず、計画自体に対する反対意見という形で、これがその内容別に6タイプほどございます。

まず1つ目が、全面反対というご意見でございます。これはさらにそれぞれ個別の項目を分けておりまして、たとえば計画について、道路事業について、自然・史跡について、このような形で分けております。

次のページへ行きますと、計画自体に反対する意見の2番目のタイプでございますが、歴史環境保全地域指定との関係で、計画自体に反対だというご意見でございます。これは3ケースほどまとめております。

それから同じく反対意見の3つ目のパターンといたしまして、代替案等の要求を含めて、計画には反対だというご意見を2ケースまとめております。

それから同じく4番目のパターンでございますが、他の自動車対策との関係で反対だというご意見を5ケースほど紹介をさせていただいております。

それから同じく5タイプ目でございますが、具体的な代替案の提案を含めた反対のご意見を1ケース、それともう1つ、ルートの変更についてのご意見を3ケースほどご紹介をさせていただいております。

それから、反対意見のパターンの6番目でございますが、これは現在、あの地域にあります既存の道路の改良等をご提案されて反対されているものでございます。

以上6つのパターンに分けておりまして、さらに7番目のパターンといたしましては、計画に対する賛成意見等ということで、8ケースご紹介をさせていただいております。

それから最後の、大きく分けた8番目のパターンですが、総合環境アセスメント制度そのものに対するものでございまして、これも項目別に、制度の目的や性格のものを4ケース、制度の対象となる計画、代替案の設定方法に関するものを3ケース、それから、環境配慮技術指針等に関するものを1ケースほどご紹介をさせていただいております。

続きまして資料2、関係区市超の意見についてご説明申し上げます。

関係区市といたしましては、杉並、世田谷の両区と三鷹市ということでございまして、3件寄せられております。

後ほど詳しくご説明いたしますが、いずれの区あるいは市におきましても、当該市あるいは区の、環境審議会等に諮った上でのご回答でございます。あらかじめその点をご説明して、具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、杉並区長からのものでございますが、あいさつ文の次に、「別紙のとおり回答します」ということがございますので、次を見ていただきたいと思います。

具体的な項目に入る前に、本計画道路の建設に当たっては、地域環境等に配慮するとともに、地元の住民の方々、関係団体等とは十分話し合いをしてくださいたいという点、それから、玉川上水の水と緑の保全については、東京都が歴史環境保全地域及び玉川上水景観基本軸ということを指定しておりますので、こういう趣旨に鑑みて、特に配慮をしていただきたいと思いますという前段のご意見でございます。

個々につきましては5点ほどの回答になっております。

まず1点目が、配慮書の計画案についてでございます。C案については好ましくない、A、B両案につきましても、玉川上水の緑地空間の保全という観点から難点が多いというようなご回答でございまして、3案以外についても可能性を検討されたいというご意見でございます。

2点目が大気、騒音、振動と、公害系のことに関するものでございます。この点につきましては、本計画の起点といいますか、環八側、計画路線の東側ということでございますが、ここはちょうど中央高速道路と合流してくる部分でございまして、ここに書いてありますように、中央道との複合による大気汚染、騒音、振動にも配慮されたいということでございます。

3点目が生活者の安全性、快適性ということでございます。通学路になる可能性があるといいますか、想定がされるということがございまして、児童の安全に十分配慮されたいということでございます。

それから、道路の沿道だけではなくて、周辺地域への影響ということで、著しい環境変化が見込まれる地点については、別に交通量や周辺環境の変化等を予測するなど、適切な対応を検討されたいということでございます。

最後は5点目でございますが、協定の遵守等ということで、本計画道路の建

設に当たっては、住民との協議を約束した協定等があるのではということでございます。

これは中央道の高速部分でございますが、これを開通させるときに、地元の皆さんといろいろと協定を結んでおりまして、それを遵守されたいということでございます。

それから、先ほど冒頭説明しましたが、一番下になお書きで「杉並区の環境審議会の意見を聞いたところ」という形で記載をされておりまして、計画をとりやめる案や、地下案も選択肢に入れるべきだ等の意見が出されましたという形でご紹介がございます。

以上が杉並区長の意見でございます。

次に世田谷区のご回答の説明をさせていただきます。

世田谷区長からの回答にもございますが、先ほど申し上げたとおり、この回答については、世田谷区の環境審議会の意見も踏まえておりますということでございます。

大きく分けて、3点ほどございます。

まず1項目目が総合環境アセスメントのあり方ということで、2項目ほどございます。

1項目目が、事業の必要性と代替案に関してのものでございます。最初の行の真ん中ほどに「事業の必要性を明確にすること」という記載がございまして、道路の必要性について十分記述するとともに、代替案に絞り込んだプロセスをわかりやすく記述していただきたいというご意見でございます。

2項目目は、住民の皆さんのご意見の取り入れ方に関しましてのものでございます。配慮書を作成するに当たっては、より広い範囲から意見を聞くなどして、社会情勢を反映した柔軟なものとしていただきたいということでございます。

大きい2項目目が、具体的な予測評価のことでございます。現況把握のことについて記載をされておりまして、環境の変化は、まず現況把握が出発点になるのではというご意見がございまして、できるだけわかりやすく、現況については記述をしていただきたいという点が1項目目でございます。

2項目目は、明確な判断基準に関してでございます。生活環境、交通環境等の改善の効果など、周辺地域一帯に関するプラス要因と、交通量の増加による既存道路の新たな環境負荷、こういうマイナス面もあって、これらが総合的に評価できるような形でまとめていただきたいということでございます。

3項目目が、住民の皆さんの日常生活への影響に関してのものでございます。生活動線の変化とか、玉川上水へのアクセス性の変化、それから地域分断等、これらについて詳細かつ明確に予測評価を記述していただきたいという点。それと、新しい計画道路と既存道路が交差する部分、これはイメージ図で表現をするなどしてわかりやすく示していただきたいというのが3項目目でございます。

4項目目は交通量の設定のことに関してでございます。この点につきまして、今回の試行の環境配慮書の中では、一日当たり4万8,000台という数字を使っていたんですが、設計基準交通量のみならず、道路整備後の予測交通量についても予測評価していただきたい。

また、交通量及び道路からの距離の増減に対応したデータを予測結果として示していただきたいということでございます。

5項目目が、歴史環境保全地域と景観軸のことにに関してでございます。これらについては、必要とされる可能な限り保全を図っていただきたいということでございます。

それから6項目目が、社会・経済面の取り扱いのことでございます。単に参考にとどめることなく、環境面から見た総合評価と合わせて評価していただきたいということでございます。ちなみに、現在の試行の仕組みでは、社会経済面は参考として取り扱わせていただいておりますので、こういうご意見が寄せられているということでございます。

一番大きい3点目、最後でございますが、その他といたしまして、関係権利者、これは直接、道路の計画線にかかって、用地買収等の対象になる方を指していると思っておりますが、あるいはその沿道の方、周辺住民のみならず、利用者を含めた幅広い住民に十分に説明し、これらの住民の意見・要望を十分踏まえて行うよう配慮していただきたいという点が、大きい3点目として記載されて、ご回答を寄せられております。

それでは、最後になりますが、三鷹市長の意見をご紹介をさせていただきます。

三鷹市長からの意見も、大きく分けまして、2点ほどにまとめてあります。

その1点目、計画道路の必要性・重要性ということで、4項目ほどでございます。

まず1項目目でございますが、必要性や重要性について都民の皆さんが十分理解できるようわかりやすく説明をされたいという点。

2項目目といたしましては、道路建設による誘発交通、これへの懸念がある。交通量の予測については、体系的な道路ネットワークの整備、公共交通機関の整備、TDM等総合対策を講ずるとともに、それぞれの効果も数値で示すなど、わかりやすく提示をしてくださいという点でございます。

3項目目は、詳細な予測は条例アセスへ移行してからのことであるがということで、各案とも詳細な予測の上にたった評価が、都民の理解を得るには必要と思われる。したがって、条例アセスと同様の予測評価を各案において実施することを検討していただきたいという点でございます。

4項目目は、この道路の計画が、昭和21年当時の都市計画決定を変更して立案されているが、どのような経過で変更したのかをわかりやすく説明してくださいということでございます。

次に大きい2点目といたしまして、玉川上水の保全のことにに関して3項目ほど意見が寄せられております。

1項目目は、東京都で歴史環境保全地域に指定しておりますので、間接的な影響に関しても最小限にとどめ、可能な限り環境保全のための措置を講ずるようにしていただきたいということ。

2項目が、同じく東京都の環境条例に基づく環境基本軸のことでございまして、これも著しい景観の変化を避けるように努めていただきたいということ。

それから3項目目が、歴史環境保全地域の指定の理由にあるようにということで、玉川上水の歴史的価値のことにに関してございまして、将来にわたって

保全していく必要があるということでございまして、玉川上水を暗渠化するC案は、決して採用すべきでないことを強く要望するというような形でご回答が寄せられております。

資料1と2の説明は以上でございます。

亀山第1分科会座長 ありがとうございます。それでは続きまして、検討項目の経過等につきまして、資料の3と4をもとにご報告いたします。

資料3は、9月11日の第2回第1分科会当日の会議資料でございまして、環境配慮書の内容につきまして、委員の皆さんから寄せられました意見についての大項目を記載してございます。

これにつきまして、第1分科会で行いました協議内容といたしましては、資料4が次にございますが、資料4の、当日の議事要旨でございまして、この議事要旨の2ページ目と3ページ目に記載してございますので、これをもとにしてご説明をいたします。

ここでご説明いたしますのは途中経過の報告でございまして、分科会として取りまとめたものではございません。各委員の個別の意見としてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料4の2ページでございまして、それを資料3の枠組みに従いましてご説明をさせていただきます。

4の2ページの最初のところに、「公害系の項目について」と書いてございますが、これは公害系と自然系を含めて書かれてございます。もう少し補足するような形でご説明をさせていただきます。

1つは、公害系でございまして、予測評価の妥当性に関しまして、東京都は現在、重要課題としてディーゼル車対策をしておりますが、これとの関係はどうなっているのかというようなことがご質問として出されてございます。

それから自動車の走行速度でございまして、30キロメートルで想定しているということが妥当かどうかというようなことについてのご意見もいただいております。

交通量でございまして、交通量が予測を上回った場合の対策等も考慮しておく必要があるのではないかというようなご意見をいただきました。

それから、環境保全措置を講じる際に、講じる前の予測評価というものも必要なのではないかというようなご意見もいただきました。

さらに、振動によって、玉川上水の法面といいますか、上水の壁になる部分の崩落等の影響があるのではないかというようなご意見もいただいております。

それから、予測評価に関しましては、将来的には車の排ガス対策が進むであろうと考えられますので、大気汚染対策等の将来は明るくなるのではないかというようなご意見もいただいております。

それから間接影響でございまして、間接影響は、ほかの道路との複合的な影響について環境影響評価が必要なのではないかというようなご意見もいただいております。

問題点でございまして、公害系の項目に関しましては、3案の評価の差が比較的に見えにくいというようなご意見もございました。

自然系の項目でございますが、資料4の2つ目のところでございますように、配慮書のもとになる自然系の文献データは、情報が古いなど、不十分なものもあるのではないかとというようなご意見もいただいております。

それから、植物を保持するためには土壌の状態が重要だというようなご意見もいただいております。

問題点といたしましては、評価結果が定性的であって、評価の指標も定量的ではないため、なかなか評価の妥当性を審査するのはむずかしいであろうというようなご意見もございました。

それから水文環境を評価項目として選定すべきはないかというご意見。透水性舗装等によって地下水を涵養するというようなことも、環境配慮の目標に入っているということから、それと関連して、水文環境の問題を評価項目として選定すべきであろうというようなご意見をいただいたわけでございます。

玉川上水に関しましては、1つは、資料4にございますように、史跡としても重要でございますが、それ以上に、自然が豊かで緑が連続しているということの価値も重要であろうということと、もちろん都は史跡指定をめざしておりますので、玉川上水を消失させるということには問題があるのではというようなご意見をいただきました。

玉川上水に関しては、道路計画のされている区間だけではなくて、上水全体で見たときの評価がなされるべきであろうというようなご意見もいただいております。

安全・防災でございますが、3案とも安全・防災に関してはそれほど差はないであろうというようなご意見もございました。

それから、現状と比較いたしますと、通過交通の配慮という意味では、安全・防災上、改善されるであろうというようなご意見もいただきました。

次に4番目ですが、環境配慮書全体に対する意見でございます。資料4の2つ目の3つ目、この配慮書が技術指針の各論に沿ったものであるかということをチェックすることが必要であろうというご意見。あるいは配慮書が地域特性を把握できた上で事業のあり方を考えるべきものである。地域特性の把握には方法の工夫や検討が必要であるというようなご意見。さらには、玉川上水は歴史環境保全地域に指定されているために、計画立案上、都の政策のすり合わせが必要であろうというご意見もいただきました。

さらにそこでございますように、3案が提示されるまでのプロセスの説明も欲しいというようなご意見もいただきました。

全般的な印象としては、さらに事業の必要性や効果等に関する記述がもう少しあってもよいのではないかとというようなご意見もございました。

それから、内容的に見ると事業アセスに近いような印象を受けるというようなことで、もう少し計画アセスと事業アセスの区別を明確にするようなやり方を考えるべきではないかというようなご意見をいただいております。

現況の把握に関しましては、大気測定局の位置と、環境調査の地域が合致していないというようなご指摘もいただいております。

それから、地域の自然環境の調査地点が不明であるということと、使われているデータが、先ほど言いましたように、やや古いのではないかとというようなご意見もいただきました。

さらに、玉川上水に関しましては、歴史環境保全地域あるいは景観基本軸に指定されているということ、あるいは史跡指定をめざしているというような都の姿勢を明らかにしておくべきではないかというようなご意見をいただきました。

参考までに、社会・経済面の比較検討に関する意見でございますが、生活者の視点に立った配慮が必要であろう、特に道路建設による地域コミュニティへの分断等の配慮というものが需要ではないかというようなご意見もいただいております。

これまでにいただきましたご意見の概要は以上でございますが、最後に、今後の検討の進め方につきまして補足させていただきますけれども、今後は関係区市長の意見や、都民の意見書、あるいは都民の意見を聴く会等の内容を踏まえまして、さらに項目検討や全体の検討を進めて、第1分科会委員の皆様のご協力を得て、分科会としての結果報告を取りまとめていきたいと考えております。

また、審査会へのご報告等は適宜行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

清水会長 どうもありがとうございました。

かなりいろいろとご議論があったということは、いまご報告いただいたわけではありますが、ただいまの件につきまして、さらに坂詰専門員から補足説明がございましたら、よろしく願いいたします。

坂詰専門員 改めて申し上げるまでもなく、玉川上水というのは江戸時代からの歴史的な土木遺構として、その価値は高いわけでございます。

特に羽村の取水口から、四谷の大木戸に至る玉川上水の用水路というのは延長が約43キロに及んでおります長大な土木構造物であろうかと思っております。

この構造物は、近世の初期における水利技術を解明する上にきわめて重要な遺構であるというふうに理解いたしております。

そのような観点から、東京都の教育庁におきましても、すでに玉川上水に関する詳細な調査を実施いたしております。

たとえば昭和58年に玉川上水の歴史と現状の総合的な調査を実施いたしまして、その結果を昭和61年に、「玉川上水文化財調査報告 その歴史と現状」という冊子にまとめまして公刊をいたしております。

昭和58年からの調査というのは、いわゆる文献史学ですね。古文書、古記録による資料に焦点を当てました現地調査の成果をまとめたわけでございますが、引き続きまして平成7年には、土木工学的な視点に立つ調査の成果を「玉川上水現況調査報告書」としてまとめました。

玉川上水の整備策定への基礎的な資料として提供されたこの報告書は、土木学会の土木史研究委員会というもののの中に、玉川上水小委員会というのを設置されまして、東京都が具体的な調査内容を委託したわけでございます。

そのような調査結果というようなものを踏まえまして、平成11年3月19日付、玉川上水歴史環境保全地域として、玉川上水全体を指定したということは

よく知られているところでございます。

併せて東京都は、玉川上水の保存管理指針を策定いたしまして、この中で、玉川上水を上流、中流、下流地域というふうに、地域的な現状と特性を踏まえまして、保存管理の状況を進めているというところでございます。

このたびの計画路線の区間は、その中で中流部というのに当たります。中流部というのは、小平の監視所から浅間橋までの清流復活区間というふうにして該当されている地域でございます。

このようなことから、東京都が玉川上水自体の史跡指定をめざしているということ、さらに現在は歴史環境保全地域指定をしているということからも明らかかなように、玉川上水というものを全体としてとらえるべきであろうと思います。

今回の事業区間はその一部をなすものとして、分断して考えるべきものではないというふうに思われます。

この度できました環境配慮書の3案というものについて載っておりますので、その件についてちょっと私見を申し上げます。

3案のうちC案につきましては、史跡・文化財保護の観点に全く合致していない、全くなじまない案であろうと思います。

また、A案、B案について検討してみますと、いままで申し上げました価値のある玉川上水そのものに対する環境影響の予測評価というものはほとんどなされていないというようなことが見受けられます。ぜひこの点を適切に行うべきであろうと思われます。

現地を改めて調査しました結果、玉川上水の法面などの維持管理体制の確立が果たされていない。したがって、その遺構の保護についても今後、東京都として重要な課題として出てくるのではないかと思われます。

その現況をいかにするかということにつきましては、法面の修復工事とか、あるいは大きな木の根切りや伐採など行わないと、そのところで近世的な玉川上水遺構というものが崩落してしまうということが、残されている非常に大きな問題であろうかと思えます。

以上総括いたしまして、必要性があつての道路計画であるということではありますが、歴史遺産そのものに対しまして、総合環境アセスメント制度の中で十分なる対応策を探ることが必要であるというふうに判断いたしましたわけでございます。

以上でございます。

清水会長 どうもありがとうございました。以上、第1分科会からの経過報告をいただいたわけでありますけれども、ここで、ただいまのご報告につきまして何かご質問等がございましたら、どうぞ審査会の委員の皆様方からご自由にご発言をいただきたいと思います。どなたからでも結構でございます。

亀山第1分科会座長 大変恐縮なのですが、資料4の2ページでございますが、社会経済面のところでの意見のご説明を漏らしてしまいましたので、もう少し補足させていただきます。

資料4の2ページの、社会経済面のところをご覧くださいませ。

そこに書いてございますように、1つは、3案のそれぞれの場合に、地権者の増減といいますか、地権者がどのように異なってくるかということについての情報が欲しいというようなご意見をいただきました。

それから次のページになりますが、計画策定のプロセスを明らかにすることが必要であろうということで、特にこの3案が提示されるまでのプロセスの説明があったらよいのではないかというようなご意見もいただいております。

補足をさせていただきます。以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問等ありましたら、よろしく願います。

岡本委員 9月11日に第1分科会がございましたが、私、この期間、海外出張期間中で、十分に貢献できなかった点がありますので、まずそれをおわびをしておきたいと思っております。

内容に関してなんですけれども、公害系のところで、先ほどの報告では若干問題が残るのではないかと思います。

まず1点は、大気環境の将来は明るいのではないかというお話ですけれども、東京都では窒素酸化物の総量規制が目標年度に達成されておりませんで、数次にわたって見直しをしております。

その点、この道路に関して、どういうことを根拠にして明るいと言っているか。特に総量規制の見直し計画の中で、この地域の環境機能達成状況がどういうふうに予測されているのか、それとのすり合わせを十分にしないと、安易に明るいというふうに断定をするのは非常に危険ではないかと思います。

2番目に、A、B、C案の相違が見えにくいのではないかという意見があったんですけれども、これは見えにくいのではなくて、見えるような予測手法を事業者が使っていないからであって、これは事業者に対して、A、B、C案の相違が見えるような予測手法の開発を指示するべきではないか。

これは将来、正式なアセスに入った場合に、おそらく方法書の検討のところから入りますので、その方法書の中で使われている予測手法が適切であるかどうかという判断もおそらく行われるのではないかと思いますけれども、この開発には相当の期間を要しますので、方法書の検討から、実際のアセス案の審議に入るまでの時間的な経過を考えた場合には、この段階で開発を事業者に指示しておきませんと、その後の検討が円滑に進まないのではないか。

これはきちんとした予測手法を使って、関係者の同意、コンセンサスを得るという観点からは、事業者にとってもプラスのことであると思っております。ぜひこの際、事業者に、せっかくA、B、C案をつくったんですから、特に重要な大気の問題、特に東京都がこれから真剣に取り組もうとしている大気についての予測手法を、早い段階で開発を指示するのが適切ではないかと思います。

3番目に、ディーゼル対策については現在検討段階なので、あえて記載していないというのはあまりにも不適切な判断ではないか。

特に東京都がディーゼル対策を重視しているのであれば、あえて大胆に、ここで積極的な研究開発、その経過を評価書の中に記載するべきではないか。

この事業が東京都以外の実施主体であれば、東京都と国の間で不整合のある

問題に関して、予測手法をここで指定するのは問題があるかもしれませんが、この事業の場合には都道、東京都の都市計画道路として開発が予定されている事業ですから、東京都の判断で、東京都が現在、対策をとろうとしている項目が実行に移された場合、どういう予測になるのか、あるいは国が考えている予測手法で、国が考えている対策をとった場合、どういうふうな結果になるのかという予測をむしろ積極的に書いてもらうほうがいいのではないかと。

やはり都の事業に関して、こういう問題に対して積極的な対応をしないということは、東京都における問題を、環境庁の責任として押しつけているだけで、都は何もしていないのではないかという印象を持たれるので、これは大変まずいことではないかというふうに感じます。

以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。

亀山第1分科会座長 3点ご指摘いただいたのは、いずれもごもっともだと思いますが、最初の大気環境の問題で、ずっと将来を見据えるとというような意味で言われたようなご意見だと思います。ですので、先生のおっしゃられるのはごもっともだろうと思います。当面相当厳しい状況であるということはもちろんだろうと思っております。

永井委員 意見も言ってよろしいわけですか。そうではなくて質問ですか。

清水会長 いま経過報告があったから、それについてのご質問はということですが、何か検討の仕方についてのお気づきの点とか、そういうようなことはおっしゃっていただいても構わないと思いますし、あるいはまた、ご出席の、毎回というご都合のことも頭におありかもしれないので、もし何か、どうしても言っておきたいということがあれば、どうぞそれはおっしゃってください。

永井委員 ちょっと意見らしきものになりますけれども、何点かご指摘いただいている、この第1分科会のことをもう少し詰めていくと、いろんな点が明らかになると思うんですね。

たとえば計画策定プロセスを明らかにする。歴史的環境ですから、東京にはあまり歴史的環境がそんなに多くないわけで、私は玉川上水全体としてとっても大事なものだと思いますので、これを生かすという見方もあるんでしょうけど、私が歩いてみた実感では、もう少し、法面とか、いまお話がありましたけれども、いい環境にして、あそこを21世紀、今後何世紀にもわたってみんなが楽しめるような空間にしたほうが、道路をつくるよりいいんじゃないかなというのは率直な感想なんですね。

ですから、道路建設によりどういう利益があるのか。これもご指摘がありませんけれども、これをつぶしてどういう具体的な利益があるのかということをもっと少しはっきりさせる。それが計画段階での私どものアセスメント評価の大きな点だろうと思うんですが、それだけです。

清水会長 ありがとうございます。議論はいずれまた後でやるわけですが、いまちょっとおっしゃった言葉の中で、計画にどういう必要性なりメリットがあるかということについての説明が十分なされていないという指摘は、さっきも第1分科会の議論のときにもあったというふうに伺っておりますし、ほかの機会でもそういうことが言われておりましたね。

そういうことは、いずれまた計画をつくったほうも、当事者に対して言わなきゃならないポイントの1つになるんじゃないかと思いますよね。そういう意味で大変貴重なお話だと思います。どうぞご遠慮なく。

雲野委員 大変な意見がたくさん出されているわけですが、特に関係区市長から出ている意見書というのは非常に重いものがあると思うんですね。

いまもお話ありましたように、まず事業の必要性とか重要性というのが足りないというのは、いろんな面で指摘されていて、環境配慮書の説明会でも、特に久我山で、私、拝見させていただいて、都の当事者の方が、配慮書の内容から一步も出ない、腰が引けてるといって、必要性、重要性、どうしてもこの事業が必要なんだという確たる姿勢が見られないんですね。

そういう点がまず1つと、それから、関係区市長さんから出ている中で、たとえば杉並区の区長さんがおっしゃっていますように、道路をつくる時は住民との協議会を開くという約束があるんだというようなことをご指摘されているんですが、こういうことは非常に重要なことでして、こういうことを無視して、もちろん進めるわけにはいきませんし、そういう観点から、もう少し杉並、世田谷、三鷹市等の審議会なり委員会なりの、先般の分科会でもちょっとお話が出たと思うんですけど、もう少し具体的な内容が聞かせてもらえないものかなという気がするんです。

取りまとめ、簡単な文書で出されているだけで、杉並あるいは世田谷、三鷹市のそういう委員会なり審議会ですらどういう議論がされているのか。たとえば玉川上水についても、該当区としてどういう意見が出ているのかということをもっと少し知りたいなという感じがするので、できたら、何らかそういう方法はとれないかなということをお願いしたいんですが。

清水会長 その点についてどうでしょうか。

町部長 いまの雲野委員のお話ですが、現段階でそれぞれの会議録は入手できておりませんが、それぞれの区とか市の会議録の扱いがどうなっているのか把握させていただいて、近年、会議録の公開ということがかなり大きな流れになっておりますし、会議録をほぼ公開されているんだろうと思いますので、手配をしてみたいと思います。入手できましたら、それぞれの委員の皆様方にお送りをさせていただきたいと思います。

柏木委員 もちろん総合環境アセスですから、都民の、たとえばこの事業を遂行していくのであれば、かなりの公共投資をせざるを得ないことになるわけで、なるべく広い立場の都民の方のご意見を聴く方向でいくべきだと私は思うんですね。

もちろん周辺住民の方はもちろんのことながら、それは自分の生活環境とのインターアクションがありますから、優先されるべきだと思いますが、ただ、それと同時に、広く民から集めた税金を投入していくということになりますと、その地域だけの話ではなくなってくるだろう。

ですから、そういう意味で、ここの資料1で、都民の意見書というのがずいぶん出ております。これは定型で、それぞれの皆さんが名前を書いて、私はこれに最も近い考えだということをおられるわけですね。あとは自分の自由な意見を述べた方もいらっしゃる。

この地域の特性、どこの地域から、どういうプロセスで、この意見が寄せられたのかが知りたかったんですが。

やはり杉並、三鷹等々周辺地域の方が多いいいことですか。それとも広く一般に都民に公募をして、アットランダムな地域からこういう意見が出てきたということでしょうか。

おわかりになりますか。大体の傾向でいいんですが。要するに公募プロセスを知りたいだけなんです。

町部長 公募につきましては、一番住民の方がお知りになる媒体としては、新聞折り込みの区のお知らせ、それが一番有力な媒体になっています。あと、インターネットに載せるというような形です。

柏木委員 広く都民全体から寄せられていると考えてよろしいんですか。

町部長 都民全体に対してというスタンスでは持っていますが、特に関係される地域の方には、事業者のほうでも各戸配付という形でフォローしている。

柏木委員 たとえば江戸川区とか江東区とか、かなりこの地域と離れたところからの意見も、この中には含まれていると考えてよろしいのか、あるいはかなりの部分が周辺の方々のご意見なのかというのを知りたかったんですが。

町部長 数の比率は、約87パーセントが杉並、世田谷、三鷹の皆様方からのご意見で、そのうち一番多いのが世田谷区さん、約63パーセントを占めている。杉並区さんが20パーセント強、三鷹市さんは3パーセントぐらいですね。やはりお近くの方が。

柏木委員 わかりました。やはり地域に密着した方が積極的にご意見を寄せているというふうな考えてよろしいんですね。

町部長 はい。それからもう少し詳しく申し上げますと、杉並、世田谷、三鷹の中で、実施要領に基づきまして、関係地域という形で、環境影響の非常に濃いであろうということで関係地域ということで指定をさせていただいたところが35パーセント、いまの87パーセントのうちですね。

残りが、同じ区内ですけども、その他のエリア。

関係地域の設定につきましては、もっと広く指定すべきであるというご意見

もいただいたりしております、計画路線の東側の方々からの声がありますけど、そういうところからの件数が、この中には入っているんだろうと思います。

柏木委員 ありがとうございます。

花房委員 先ほど坂詰専門員からお話がありましたように、玉川上水は史跡の指定、歴史環境保全地域、玉川上水景観基本軸というのがあるということで、それは東京都のほうから調査を依頼されて、そして冊子をつくって、それがもとになって、そういう環境保全地域になったという経過があるというふうにお聞きしましたけれども、こういった立案がされるときに、環境配慮書全般についてというので、第1分科会でも出ましたけれども、計画立案上、都の政策のすり合わせが必要であるはずなんですけれども、その辺りはどういうふうになっているのかなというのは、普通の都民として率直に感じるんですけれども、もし、その経過をご存じであるならば教えていただきたいんですけれども。

坂詰専門員 この調査が実施されました昭和58年前後に、私は東京都の文化財の保護審議委員をやっておりまして、専門が私は埋蔵文化財というものですから、直接、玉川上水の調査には参画しておりませんが、東京都の教育庁といたしましては、玉川上水を全体として史跡に指定したいという希望のもとに、この調査を実施したわけでありまして。

その報告書というのは立派な冊子になって出ておりますので、関係の皆さんご存じかと思いますが、その調査をいたしましたときには、近世の歴史をやっている人が中心で調査をしたものですから、土木技術的なことについては欠落していたという憾みがございました。

そこで、それを補うよう、その後、先ほど申し上げましたように、土木学会の中の土木史研究委員会という特別なセクションがございますが、そこの方々に東京都教育庁で依頼いたしまして、歴史の観点から調査をした結果を、今度は技術史的な面から調査を行いたい。そして、玉川上水そのものを復元整備をするための策定の基本的な材料を提供してもらおうという観点で、別の面から、土木史的な観点から調査を行った。これも立派な冊子として、東京都教育委員会から発行されているわけです。

このように、玉川上水自体に関しましては、文化財の立場から、2冊の立派な報告書が刊行されているということがございます。

これに関連いたしまして、東京都の教育庁の文化課の担当の方々のご意見では、先ほど出ておりますように、東京都の史跡指定をめざしているということですけど、いろいろな問題点がありまして、それが実現に至っていないということが1点あります。

ただし、歴史環境保全地域としての指定はなされているということから、将来の史跡指定に結びつけるような方向で意見の交換が行われていたということはあるようです。

細かい点についてはわかりませんが、以上のような次第で、都庁内部ではこのような論議がかなりされていたというように思っております。

岡本委員 環境配慮書の中は、A、B、C案という3つの案が初めに提示されていまして、それについて、幾つかの環境指標についての優劣の比較が載っています。

A、B、Cの3つの案をつくり出すプロセスで、いま坂詰先生から言われたような資料等を勘案した上でA、B、Cを決めているかどうかということに関して、事業者から報告を受けていますでしょうか。

清水会長 いかがでしょうか。事務局。

小島課長 それにつきましては、直接的なそういう情報というものは私どももらってはおりませんけれども。

岡本委員 幾つかの意見書等の中にもあったんですけども、代替案自体が、それなりの検討プロセスの中から発案されたものである必要があると思うんですが、この点に関する配慮が若干欠けているように思いますが、いかがでしょうか。

清水会長 開発当局が配慮書を公表するときどういうふうなお話があったかということでしょうかね。

岡本委員 A、B、Cという案を考え出すプロセスの中では、おそらく無限の数の案の中から、何らかの理由で、このA、B、Cの3つを選んだと思うんです。その中には建設の費用の面とか、必要な用地とか、アクセスするほかの道路との関係とか、おそらく総合的に見て、この3つの案は、それ以外に比べて何らかの優位性があったのではないかと。

そういう検討の中で、たとえば坂詰先生が言われたような重要な都の史跡とか、周辺に住んでおられる方の状況とか、そういうような何らかの検討に基づいて、この3つの案が残ったということをやはり説明をしていただく必要があるのではないかと気がするんですけど、どうでしょうか。

清水会長 その点についてはどうですか。事務局。

町部長 いま先生がおっしゃったようなお話、先日の第1分科会の中でも、委員の皆様からお話がありまして、今後そういう点についても十分な説明が必要ではないだろうかというような話になっておりまして、私どもとしてもそういう認識をしております。

清水会長 そういうことのようにですね。

岡本委員 試行ですから、そういうことを、この事業を通じて確認をして、だんだんこの制度をよくしていけばいいと思います。

永井委員 環境配慮書のほうの68ページから69ページについては、このことについて、埋蔵文化財包蔵地というんですか、これが存在するけれども、文化財保護法の規定に従って適切に対処することから、各案との影響は少ないというふうに、一応これでは評価結果が書かれておりますよね。

ということは、一応これを、配慮書をつくるときに考えたんだと思うんですけど、要はどういうふうな視点で、その影響が少ないかと言うということで、こういう場合に、こういうバリアというか、こういうものを破壊するんだというときには、やっぱり教育委員会なり何なりの人たち、専門家をお呼びになって討論するとか、このへんは細かく議論する必要があったと思うんですね。

そのへんの議論は、いまのご説明からすると、あまりされなかったという感じでしょうかね。

小島課長 この案につきましては、計画を立案するところから、こういった形で環境配慮書ということで出されているわけですが、この中で記述されていることが、計画策定するところにおいて、現状の把握と、それぞれの案において、この項目がこういうふうになりますよということで、配慮書が作成されておりますが、それぞれの項目の評価の仕方と申しますが、それにつきましては計画者においてされているということでございます。

あと、先ほどの、この3案が示される経緯ということですが、これは先ほど部長のほうからのご説明申し上げましたが、もう少し十分な説明が書かれるべきではないかというご意見がいろんな委員の方から出されているのは事実です。

あと、この中に、たとえばほかの案についてはこういうふうに検討したけれども、この3案を選んだというような部分が記述されているのも事実ですが、それでは不十分ではないかというようなお話が多く委員から出されているということだと思います。

清水会長 十分なお納得がいただけないような状況のようで。

いま永井委員のおっしゃったのは、たとえば具体的には。

永井委員 19ページです。考えたことはもちろん考えたわけですが、こう書いたんだけど、書くプロセスの中で、文化財保護のような専門知識のある人とどのくらい議論を詰めたのか、そういうプロセスも必要じゃないかなと考えるわけですが、やはり何か開発をするときに、ここは一応環境局ですよ。ここだけでやっているわけですが、私たち20世紀を考えると、ずっと開発開発で来たわけですね。

これは言ってみれば非常に大変な話で、単に住民が、道路があって、騒音がうるさくて迷惑だとか、環境が壊されるとか、そういうことだけではなくて、もう1つ複雑な要素として、文化というものが入ってきているんですね。ですから、文化対便利さみたいな対立になっていて、それでなかなか結論が出にくいというふうなことだと思うんですけども、環境局だけでこういうアセスメントがなされるべきものなのかどうかという問題もあろうかと思えます。もう少し横断的な知見を集めて、本当につくっちゃおうと、こういうものというのは

直せないんですよ。

図柄にあるんですけど、もちろんいまある玉川上水のあり様だって、初めは非常に人工的だったと思うんですね。それが何年かの間に、非常に数限りないいろいろな草花が生えたりして、いわゆる私たちが持っている概念の自然というような感じに近くなってきているわけですから、今回の計画案のように、このように非常に人工的に見える樹木でも、おそらく100年ぐらいたつとまた違ってくるよというようなことがあるかもしれないんですけども、そのへんの納得の仕方とか、そういうことについてももう少しきめ細かい書き方がないと、おそらくこの案というのはなかなかむずかしいんじゃないかなというのが私の率直な感想です。

町部長 68、69ページの記載につきましては、埋蔵文化財包蔵地というような記載とか、文化財保護法の対象物があるかというところで書いておりますので、そういう点からは直接該当するものがないという整理になっているんだと思いますね。

ただ、委員の皆様からのご意見が出ていますように、玉川上水そのものについて、この評価書案の中では、C案については緑地空間が、当該区間が消失するというふうに書いていますが、AとBについては保全されるという立場で書いていらっしゃるわけですね。

これに対して、先ほど坂詰先生のほうからもありましたけれども、法面への影響があり得るのではなからうかというふうなお話も出てきておりますので、そういうご意見を総合的にお取りまとめを願って答申をいただき、環境局長が事業者のほうに、意見として整理して出していくというふうに考えております。

坂詰専門員 いま永井委員のほうからお話が出ました、69ページの記載に関するご意見でございますが、埋蔵文化財の取り扱いをどうするかという件ですが、これは配慮書の29ページのところをご覧くださいますと、埋蔵文化財位置図というのがございます。地図が載っていると思うんです。

これはどういうふうにして決めるかというのは、条例アセスのほうで私は毎回やっておりますので一言ご説明しますと、この下に書いてありますように、東京都遺跡地図というのがございます。平成8年3月、東京都教育委員会となっております。

東京都の教育庁におきましては、東京都遺跡地図というものを加除式でつくっております。たしか2年に1回ですかね。遺跡がふえてきた場合には加除式で差しかえるということをやっているわけです。

これは非常に先進的な方法であるわけですが、そういうような遺跡地図に基づいて、埋蔵文化財の位置を事業計画の中に入れていくわけです。

たとえば29ページのところの1という数字がございます。この1というのは、前のページの28ページの1に下本宿という遺跡があります。そうしますと、この遺跡は縄文時代中期の遺跡である。そうすると、縄文時代中期の遺跡というものはかなり広い範囲に分布しているわけです。したがって、1という遺跡の範囲の南の端のほうが非常に至近地にあるとすれば、これは埋蔵文化財包蔵地が近くにあるという認定はできますが、広く掘った場合、すなわち事業

区域内でやった場合には、遺跡の出る可能性が非常に高いというふうに読んでいただく必要があるわけです。

そういう観点から見ますと、先ほどのご質問がありました 69 ページのところ
で書いてありますように、埋蔵文化財の包蔵地については文化財保護法に基づ
いて云々と書いてありますが、周知の遺跡というものは、この東京都の遺跡地
図に記載されている遺跡を表現します。

ところが、もう1つ、埋蔵文化財のほうでは、不時発見の遺跡という概念が
ございまして、それは周知の遺跡ではないんですが、工事その他の事由によっ
て発見された遺跡というものが必ず出てくるわけです。そういう場合には、保
護法の指定によりまして、直ちに工事を中断いたしまして、該当のところ、具
体的には教育委員会ですね。そこと相談して、記録保存の方法をとるなり何な
りするということが実は定められているわけです。

この場合では、一応この作成者は、遺跡埋蔵文化財の分布図を調べまして、
ここに遺跡があるけれども影響がないだろう、影響が出た場合には調査すれば
いいだろうというような表現に、ここにはなっていると思うんです。

文化財保護法に基づき適切な対処を講じるというのは、出てきたら止めて調
査するというのが本来のあり方なんです。ただ、ブルドーザーや何かでやっ
ていますと、そんなことはできるわけはございませんので、事前にこの周辺地
域を調査しなきゃならないというようなものが、当該の市区町村の教育委員会
から指摘がなされるということが現状だと思います。

ですから、埋蔵文化財についてはそのようにご理解いただくということが必
要だと思います。

ただ、玉川上水の場合につきましては埋まっておりませんから、あれはどっ
ちの範囲だということになるわけです。

そうすると、たとえば玉川上水の史跡策定の調査をやるということになりま
すと、たとえば先ほど申し上げましたように、私は埋蔵が専門ですから、これ
は外から見えるということもありますし、それは専門の、また別の分野の人が
調査する。

ただし、その結果については冊子として出ておりますから、関係者はみんな
見ることができるというふうな性格でございます。

特に目で見えるわけですから、玉川上水なんかの場合には、これはまさに周
知の遺跡そのものに当たる。教育委員会としては、全体を史跡に指定するとい
うことは望ましいという意見を出しているわけですが、いろんな条件から史跡
にされていないということになるかと思えます。

埋蔵文化財についてはそのようにご理解いただきたいと思えます。以上でご
ざいます。

清水会長 68 ページの書き方が、埋蔵文化財のほうに重点を置いた書き方で、
玉川上水については認識はしているんだけど、C案のところだけ、これは
まずいよと書いて、A、B案をどう見たかというのが出てないんですね。こ
の書き方だと。

だから、岡本先生の言うように、内部ではどういうふうな議論をしたのか、
その結果として、こうなったのか、ならなかったのかを知りたいとおっしゃっ

たので、それはごもっともですね。第1分科会座長のご報告の中で、いろいろ問題の指摘があったというご意見の紹介の中にも大体それはカバーされていたように思うんですけども。

それでは、これはさっき座長さんの報告の中にもあったと思うんですが、本日のご報告は、各委員が個別の立場でお述べになった意見をご披露されたということだから、さらにまた議論を詰めた上で、分科会としてまとめた、審査会に対するご報告は別途、後であるというお話でしたね。だから、それを、こちらとしてはもちろん期待するわけですけどもね。

その意見が出た上で、審査会として当然議論をしなければならぬということになってくるわけですが、永井委員のさっきのご意見はそこにつながっているというふうに申し上げていいかと思いますね。

それでは、第1分科会の座長さんからのご報告については、この程度ということではよろしいでしょうか。

柳委員 手続き的なことでちょっとお聞きしたいんですが、関係区市長の意見は、環境局長は意見書の写しの作成という形で、審査会に本日、こういう形で出てきたわけですけども、内容については都民が見れるという機会はあるんでしょうか。

小島課長 この内容につきましては、まず第1分科会の資料として配付をさせていただいております。この内容については、当日の会議を傍聴されている皆さんにもお配りさせていただいておりますし、請求があれば、事務局のほうで、こういった内容ですよということでお渡ししていますので、すでに外部には出ているものでございます。

柳委員 規定的には特にはないですね。ないんですけども、一応都民の人も、関係区市長の意見については見れるという形になっているわけですね。

ただ、手続きのプロ図ではそういうふうに見えないので、今後はそういうことが見えるような形に少し変えておくといいかもしれませんね。そういうふうに思います。

清水会長 じゃ、よろしいでしょうかね。ただいまの第1分科会の座長のご報告につきましては議論はこの程度にさせていただきます。

次の予定の議題は、「ウ 第2分科会からの経過報告について」ですが、本件につきましては、磯部第2分科会の座長と中井副座長がともにご出席の予定でいらっしゃいましたが、急な用事で出られないということでございまして欠席であります。

そのため、報告は事務局のほうからかわってご報告をお願いしたいと思います。そのようによろしくご了承いただきたいとお願いします。

それでは、事務局、お願いします。

小島課長 それでは、第2分科会の経過報告ということで、座長にかわってご報告をさせていただきたいとお願いします。お手元の資料の5と6でご説明をさ

せていただきます。

第2分科会につきましては、試行等を踏まえた東京都総合環境アセスメント制度の調整について、所要の検討を行い、その結果の取りまとめを付託されているものでございます。

第2分科会につきましては、9月27日に第1回の分科会が開催されています。

まず資料5でございますけれども、これをご覧いただけますでしょうか。「東京都総合環境アセスメント制度試行の概要について」という資料がございます。これは、第1回の分科会の当日の会議資料でございます。

これは制度の調整ということでございますので、いま現在の試行の制度がどういうふうになっているのかということ、この資料をもちまして、まず把握してみようということで、関係資料として配付されたものでございます。

1ページ目のところに「総合環境アセスメント制度とは」とございますけれども、この中で、制度の目的とか、社会経済面の取り扱い、そういったものを再確認をしていこうというような項目が入っております。

それから、複数の計画案をどういうふうに立てていったらいいのかなというふうなあたりまで、総合環境アセスメント制度の目的と、あるいは社会経済的な面から検討されるべき項目として挙がってくるのではないかとということでございます。

1ページをおめくりいただきまして、その次のページをご覧いただきたいと思っております。

ここには条例アセスメントとの関係ということで、この総合環境アセスメント制度が条例アセスメントの前段で行われますので、役割として、条例アセスメントとどのような役割分担がされるのか、すみ分けはどういうふうになってくるのかというようなことで、手続き的に重複するような、こういった部分の扱いをどのように調整していくのかというのが1つの課題、こういった項目が課題としてあるのではないかとということでございます。

その次に制度の試行ということで、こちらの内容として、制度試行実施要領等の作成というふうにございますけれども、具体的な規定といたしまして、現在、試行のための実施要領があります。これは制度の運用に必要な基本的なものを定めたものでございますけれども、これを必要に応じて見直す必要性が出てくるということです。

それから2番目に環境配慮技術指針というのがございますが、これは環境配慮書作成のための技術的な指針ですけれども、これにつきましても、今回の試行を踏まえて、具体的に調整すべき内容があれば、ここでこの修正を行う必要があるだろうということです。

環境配慮ガイドライン、これにつきましては、主に環境配慮目標に基づきまして、複数の計画案をどういった形で作っていくのか、その際、環境配慮目標をどういうふうに設定をし、具体的な複数の計画案をつくっていくのか。こういった基本的な考え方をここでは定めているわけですが、こういったものについても、この試行の結果をそれぞれの規定に反映させていかなければいけないというところでございます。

その次に項目として、審査会の設置というところでありますけれども、審査会の調査・審議の内容とか、それから具体的な機能等についても、もし必要が

あれば調整を図っていこうということも1つの項目になるだろうということでございます。

その次になりますけれども、主な特徴というところで、これはすでに、いまの話でも項目として出てきておりますけれども、本制度は、計画立案の早い段階からの環境への配慮というのが主な特徴でございますけれども、手続きをどの時点で実施するのがふさわしいのかという点について。

それから、都民に開かれた制度。これはさまざまな形で、これに関する規定を設けているわけですがけれども、たとえば住民からの意見の聴取の方法あるいは周知範囲、こういったものについて調整すべき点はあるかということ。先ほどのお話もありましたけれども、実際どういったところから多く意見が出されているのか。あるいはどういう形で周知がされているのか。そういったことも、実際にこういった試行を踏まえて、方法等について検討すべきものがあれば検討すべきではないか。

それから、客観性と適切性の確保ですが、予測評価の手法とか、調査・予測の範囲のとらえ方、こういったものをどういうふうに考えていったらいいのか。それから現地調査ですね。現況の把握というものをどういうふうに考えていったらいいのか。こういった面について、客観性と適切性というところでの項目として1つ挙がってくるのではないか。

それから、複数の計画案の比較評価ということですがけれども、これは重ねて出てきておりますけれども、複数の計画案の作成方法とか、配慮書そのものの構成要件などというようなことも、こういったところに項目として挙げられるのではないかとございまして。

5番、6番のところ、広い視野からの環境とか、プラス面というところがありますけれども、これも必要があれば見直そうということで、1つの項目として考えられるだろうと。

こういったそれぞれの、総合環境アセスメント制度の概要あるいは特徴に掲げられている部分、こういったものについて、ある程度整理をしてまとめていったらいいのではないかなというようなことで、その参考として示されたものが資料5でございます。

あと簡単に、こういった議論がされたかということですがけれども、第2分科会は試行を踏まえてということで、基本的には第1分科会に比べると、後を追うような形で議論が進んでいくんだと思いますけれども、そういった観点もありまして、第2分科会の第1回が9月27日、初めて開催されたということです。

ここに簡単に概要をまとめてございますけれども、資料6と書いてあるところの次のページをご覧ください。幾つか書いてございますけれども、今回の試行に伴う検討すべき点ということで意見が出されています。

この制度の特徴である、条例アセスにはない効果、総合アセス制度は計画のやわらかい段階のものなので、結果が反映されやすいとされた点、こういった点が今回の試行で発揮されているかというご意見。

その次には、今回の試行において、代替案の作成の際に、事業者の創造性がどう発揮されたのか、もっと見えてよいのではないかと。これは計画策定のプロセスというものがもう少し示されればいいのではないかとというようなご意見でございます。

それから、実施設計の段階に近いものであって、条例アセスとの意味合いの色分け、これが明確になっているのかというようなことが、今回の試行に伴う検討すべき点ということで、制度上の意見として出されております。

2番目に、適用対象・実施時期についての意見ということですがけれども、総合アセス制度と都市計画手続きとの手続きの調整あるいは役割分担については整備すべきであるというご意見。

それから、東京都の都市計画というものは既決だけれども未着手、こういう状況のものが多数を占めている。既決の都市計画を総合アセス制度の対象とするのかについても議論の必要があるというご意見。

今回のこの試行については、すでに決定されている都市計画を対象として試行がされているわけございまして、内容的には、案のひとつとしては、都市計画決定の内容そのものも変更するというような案もありますけれども、こういった都市計画決定されているものをどういうふうに扱うのかについての議論の必要があるというご意見でございました。

それから、代替案の作成についての意見ということですがけれども、これも先ほどの試行に伴う検討すべき点にもありましたけれども、代替案の作成プロセス、これをもっと成熟させるべきであるというご意見がございました。

それと、これはその前段にありますけれども、代替案の提示というのは、都民にとっては、事業者が環境に配慮しているということを明らかにする機会である。そういった意味でプロセスをもっと成熟させるべきであるというご意見。

それから、今回の試行における代替案は基本的にはこれでよいというふうに考えるけれども、制度においては、代替案作成に際して、事業者の創造性をうまく引き出すよう、そういう具体的な何か、引き出すものとして整備をしていきたいというご意見。

総合アセス制度についての意見ということですがけれども、プロセスの説明とか、その事業の、費用を費やす意義あるいはメリット、こういったものを説明する必要がある。それが総合アセス制度の意義となるのではないかというご意見。

これにつきましては、いまはそういった事業評価的なもの、あるいは社会経済的なものについては評価の対象としていないわけですがけれども、事業の前提として、そういったことを十分に説明することというのが重要ではないかというような意味合いでございます。

次に、制度の詳細をあまり固めすぎないことが大切であるというご意見がございました。試行を踏まえているんな修正を加えるにしても、あまり固めすぎて使いづらい仕組みになっては困るのではないか。骨格についてはある程度十分に定める必要があるけれども、あまり詳細については決めないほうがいいのではないか。そういったようなご意見がございました。

最後に、検討の進め方ということですがけれども、第1回第2分科会で出されたいろんなご意見というのは、先ほど資料5のほうでご説明したそれぞれの項目について、非常にたくさんのご意見がございましたので、各項目をグループ別に分類した上で、それを整理して、グループの課題ごとに検討していこうというようなことで確認されています。

以上が第1回第2分科会の経過の概要でございます。

清水会長 どうもありがとうございました。それでは、いまの経過説明につきまして何か、ご質問とかご意見がございましたらお願いします。

花房委員 どうしても、いまある事業案件について考えすぎてしまうわけですが、こういうふうに総合環境アセスメント制度そのもの自体について検討されているのを見て、そういう観点からもちろん自分も考えなきゃいけないなと思ったんですけれども、その中で、総合アセス制度についての意見の中に、「検討当初は、この制度は仕組みそのものを厳格に規定するような性質ではなく」というのが書いてあります。

そこらへんの経緯が私どもは、案件が始まってすぐ、そのことという形で入り込んでいるような部分がありましたので、その部分をもう少し教えていただきたいと思います。

清水会長 ちょっと意味がわかるようなわからないような書き方ですね。ここは。

小島課長 「仕組みそのものを厳格に規定するような性質ではなく」というのは、これが計画段階で行われるアセスメントということで、アセスをする時期によって計画の熟度が非常に低いものから、事業実施に近くなるものに従ってだんだん計画の熟度が高くなっていくわけですね。

そうすると、いろんな諸元等がそれで変わってくるんだと思うんですけど、そういったものを背景に、予測評価の手法というものも、あまり固定した予測評価の仕方ではなくて、いろんな形の予測評価、たとえば案そのものが比較できればいいのではないかというような部分などのように、制度そのものがいろんなケースに対応するために、1つのケースには合致するけれども、ほかの案件のときにはそれが十分使えるようになっていくのかというようなところが想定されると思います。そういったものについて柔軟に対応できるような、この総合アセスの目的である計画段階において、複数の案を考えて、都民の皆さんの意見を聞きながら、環境により配慮した計画に結びつけていくこと。この目的を達成するために、これが達成できるのであれば、あまり詳細について決めないほうがいいであろう。そういうような考え方のことだと思います。

このあたりについては、いまいらっしゃる委員の先生の中でも、いままでご検討の経緯等があるかと思えます。そういったご意見というか、お考えをお持ちの方もいらっしゃると思うんですけど、事務局として、いままで整理させていただいているのはそんな観点ということでございます。

柳委員 第2分科会の27日は海外出張していて参加できなかったんですけれども、たぶんここでいま書かれている内容の総合アセス制度のご意見というのは、制度の詳細をあまり固めすぎないことが大切だと。要するに柔軟な手続きを定めたのではないかというようなことでありまして、さはさりながら、実際にその制度を試行するということになると、やはりある程度の手続きはきっちり決めなければ動かないということがありますから、ある程度の柔軟さというものを念頭に、常にこの制度を今後も検討する中で考えましょうという、その

程度の趣旨なんだろうと思うんですね。それ以上のことは言っていないだろうと思います。

それはこれに対する私の意見ですが、それから、当日参加できなかったので、併せて、きょうお配りの資料5について、1つ意見を言いたいと思うんですが、「(3)主な特徴」の の「複数の計画案の比較・評価を行う制度である。この制度では、社会経済面から見て…」というように書いてあるんですね。

要するに社会経済面から見て、事業者が採用可能な複数案を作成する。環境部局は、それを環境面から評価・検討するんだというふうな役割分担を一応決めたという制度になっているわけですがけれども、そうはいつでも、社会経済面からだけで事業局が考えるのではなくて、環境という側面を踏まえた社会経済面から、事業の立案をしていただきたい。

この点の整理はまだこれからの検討課題と私は考えておりまして、要するに環境面から見た社会経済面とは何かということです。その点を少し考えると、事業局が環境面をある程度配慮して、環境的な側面も、社会経済的な側面の中に入れながら検討してきた案について、さらに環境部局が環境面から意見を言えるというよう、こちらから出す環境配慮ガイドラインの中身にも、環境面からの、こういうところから社会経済的に考えられるものを出してください、というような点についての内容のものをさらに充実させていくことが必要なのではないか。今後は、そういう意味では本当に、社会経済面と環境面を統合した総合評価になる1つの道筋として必要なのではないかなと個人的には思っています。

27日に出席できなかったので、とりあえず今回、意見として述べさせていただきます。

清水会長 おっしゃることはごもったもな気もしますね。書いてある紙の書き方で、そういったことがちょっと抜けているというようなご指摘でしょうかね。やわらかいものにするというような言葉のほうに少しシフトしすぎているということですね。

柳委員 いま申し上げた意見は、新たに、いまの試行を踏まえた制度の見直し、制度をさらに検討して、よりよいものに、制度自体をバージョンアップさせなければいけないというときに、複数の代替案という、計画案というものの考え方の、社会経済面というところを特に、その中には当然環境も含まれていますよということを、僕個人としては主張したいということです。

従来は役割分担で分けていたきらいがあるのではないかと。事業局は社会経済面的に、コスト的にも、この事業、かなり硬直的な考え方ですけど、かなり狭まったとらえ方を事業局あるいは計画局にされると、後で環境面でいっても、それはもう手おくれになる可能性があるかなと思ひまして、そこがもう少しわかるような形のものを出せないかなというのが私の個人的な意見です。

清水会長 これは事務局としても、その点についてはどう考えられているのか。もともと同じようなお考えじゃないかと私は思うけれども。

小島課長 特に後段につきましては、環境配慮ガイドラインというものが、複数の案を策定するに際して配慮すべき事項を定めているわけですが、その際に、東京都が定めている、あるいは地域ごとにいろんな形で定まっている環境配慮目標といいますか、環境配慮すべきいろんな項目、それを踏まえた上で各計画を策定するよという趣旨になっておりますので、いま柳先生もおっしゃったような、ある意味ではそういったものが、すでにこの規定の中でも、それを踏まえて複数案をつくってくださいという形にはなっているものというふうに考えております。

ただ、それが具体的な形として、もし不十分であるということであれば、先ほどの、あまり柔軟なというとは少しニュアンスが異なるのかもしれませんが、きちりとそういったものが配慮されるような、そういう規定のつくり方と申しましょうか、そういったものも、今回の試行等を踏まえて、本格実施に向けて調整していくべき事項なのかなというように認識しております。

柳委員 いま事務局からご説明があったように、試行に向けてのパンフレットの48ページの第3章に、そういう形で、環境配慮というのは当然ここに入っているというような記述になっていきますという話ではあるんですが、ただ、計画部局は具体的に事業をするときに、自分たちの事業採算性とか、その点はかなり強調はしてくるけれども、事業採算性、社会的な影響、経済的な影響の中の背景として、どれだけ、それと同じような視点で環境をどう見ているかというところがいまひとつ明らかじゃないんですね。

要するにこれに書かれていることでは、自分たちが事業計画をつくったことに対して、環境局が出している環境配慮ガイドラインには応えてはいるけれども、そもそも計画をつくるときの、都全体の事業を推進するに当たっての環境的な配慮、二面的な意味ですが、そこが特にこれでは要求しているとは必ずしも言えないわけですね。

だから、そこは先ほど最初に言ったように、事業局は自分たちの専門のポリシーでやってくださいよ、それはもう事業局自体の問題ですよというふうに、ある意味では投げかけて切っている側面があると思うんですね。

だから、環境局は自分たちのポリシーで、環境側面から再度それを評価しますからという形になっていると思うんです。

そうではなくて、やはり事業局は事前に、事業局自体の政策に内在化する部分として、政策の中に環境をインプットしてほしい。だから、そのための戦略が、いままでの試行といいますか、この制度をつくるときには欠けていたというように僕は個人的には思っていますので、その点を今度は少し入れていくというようなことが望まれるんじゃないかというのが僕の個人的な意見です。

清水会長 貴重なお話ですね。

岡本委員 この試行を通じて、各事業の熟度に応じていろいろな予測、環境予測のやり方があるということがわかってきたんですけども、各事業ごとに、どういう時期に代替案の評価をするかということが、円滑な事業の推進、あるいは重要な環境側面を漏れなく配慮するのにふさわしいかといったような見方

が必要なんではないか。

それからもう1点は環境要素に関してですけれども、どうしても環境部局が中心になってまとめるということになると、いわゆる環境影響評価条例に基づく項目が大部分になってくる。これは多くの都民が関心を持っている環境要素と若干の乖離が生じていると思われる点多々あります。

この点については、やわらかいシステムとか、柔軟にというふうに表現している間は特に支障がないんですけど、それでは、この環境要素についてということになると、これはどうしても環境部局には権限がないからというようなことで、なかなか直截的には記載ができない。

この制度が都民の支持を受けるためには、都民の感覚から見て一番重要な環境要素が、こういう配慮の中につけ加えられているかどうかということが重要なポイントになると思うんですけども、この点についても、ぜひ第2分科会のほうで議論していただきたいと思います。

清水会長 第2分科会でご検討いただくわけですが、いまとりあえず、ここで何かおっしゃることありますか。なければ、第2分科会で検討してくれというご意向ですからね。

いまの中でむずかしいのは、つまりどの段階を指して、早期にやったことになるのかというのは何となくわかりにくいですね。あまりモヤモヤした段階だと、やってみたって何も出てこないという話にもなる。一方、計画熟度が進めば、何となくほかに行きようがないというような1つのジレンマを抱えているんですね。もともと、これは。

事業アセスでない、もう1つ前の段階から、もう少し柔軟性のある段階からやりたいということで、戦略アセスというのはどちらかということと政策の評価づけのような感覚がむしろ動機なんだと思うんですね。

ですから、今の規定ではどの段階ということがわかるように書いてあったですかね。言葉として。

町部長 具体的にはないですね。

小島課長 計画立案の早い段階でという言い方で。

清水会長 それだけでしょう。計画立案の早い段階というのは、お聞きの方も大勢いらっしゃるわけだけれども、それはいろいろ幅があるということですね。ですから、そこはこれからやはり少しケースを重ねて、やっぱり認識を固めていくということも必要かもしれないしということでしょうね。

ケースを重ねていくことが必要だというときでも、何か適用していてケースが重なるわけですから、適用されるべきガイドラインなり、あるいはアセスメント制度。制度自体は一応のものがそこに客観的な姿でなければ、ケースを重ねること自体がなり立たないということのむずかしさがあるということだと思いますね。

いま出たお話もそういうところから出てきているんじゃないかということですね。

もう1つは、やっぱり計画部局そのものが環境マインドを内在化していくというようなことは当然に、今後は要求されてくるということでしょうね。環境部局はチェックサイドに立つということでしょうからね。

きょうはこの辺りでいかがなものかと思いますが、何か。

花房委員 資料5の4で、今後の予定というのがあるんですが、その中に「広域開発計画及び個別計画を対象に実施します」というふうに書いてありまして、スケジュールなんですけど、「東京都総合環境アセスメント試行審査会の答申は、平成13年1月もしくは2月を目途に」と書いていらっしゃいます。

私自身は、総合環境アセスメント制度というのは、広域開発計画をしてこそ1つ大きな試行ができたというふうに考えるものなんですけれども、個別計画を今回の場合、対象にしていられるんですけれども、それでもって答申をして、一応試行審査会自体が終わるのかなというふうに懸念しておりまして、そうすると、広域開発計画ということは抜け落ちてしまうのかとちょっと心配しているんですけれども、それはどのようになっているのかということをお聞きしておきたいんですけれども。

清水会長 これはきょうの主題ではないかもしれないけど、ご疑問がおりょうだから、何か事務局のほうからお答えなさいますか。

小島課長 当初の計画で、平成10年の10月にこの試行の仕組みを確立して、2年間の試行を行って、平成12年度中に本格実施をめざすという方針でいたのが事実でございまして、そういうスケジュールの中でいるんな形で進められてきているということでございます。

広域開発計画と個別計画において試行を行うということが前提になっているわけなんですけれども、個別の試行については、いま放射5号線、三鷹3・2・2号線で試行が行われている。

広域開発計画ですけれども、これにつきましては、都では、秋留台の総合整備事業を対象に、社会経済情勢の変化に見合った見直しをして、それに対して試行を行うという方針でいたわけなんですけれども、現在、秋留台の総合整備事業についてのそういう見直しというものが十分には行われていないという現状の中で、それに対する試行というのはいま行われていないというのは事実でございます。

これについては、いまその扱いをどうしていくべきかということを内部で検討しているところでございまして、まだその結論は出ていないというのが現状でございます。

広域のほうをどうするのかということを含わせて、今後1つの課題であると思っておりますけれども、第2分科会としては、この制度についての調整についてのご報告も、そのスケジュールでいただきたいと考えているところです。

十分なお答えになっていないと思っておりますけれども、いま、その扱いについて内部で検討しているということでございますので、ご理解いただければありがたいと思っております。

清水会長 それでは、まだおっしゃりたいこともおありかもしれませんが、とりあえず、時間もだいぶ押していますので、本日、あと残っている議題、工とオについて事務局から説明してください。

小島課長 それでは、「エ 都民の意見を聴く会の開催」についてご説明をさせていただきます。資料の7及び資料の8に基づいてご説明させていただきますと思います。

本件につきましては昨年から、開催の概要案などについてはご検討をいただいております。委員の皆様のご意見等を踏まえまして、去る9月8日ですけれども、資料7にございます、都民の意見を聴く会の運営について、会長にご決定をいただいております。

これはこの第1にございますけれども、要領の第15に「東京都総合環境アセスメント行審査会が開催する都民の意見を聴く会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする」ということで定められたものでございますが、試行審査会が都民の意見を聴く会を開催しますというのは、これにつきましてはすでにご案内のとおりでございます。

ここで決定されている部分の具体的な中身について、まず第2のところをご覧いただきたいと思っております。

「都民の意見を聴く会において意見を述べることができる者（以下、公述人という）の選定は、実施要領細目第13の規定により、申し出た者が多数ある場合に行うものとし、その方法は原則として抽選により行う。ただし、審査会が必要があると認めるときは、実施要領細目第13の規定により提出された書面の内容により、審査会が必要と判断する者を公述人として選定することができる」という規定になっております。

その下については、事務的な時間とか、あるいは議長の権限とか、傍聴人の件とか、記録のことについて定められております。

公述人と申しますか、都民の意見を発表される方の概要につきましては、抽選と、審査会が選考するという案件につきましても、すでにいままで何回か、審査会及び第1分科会において、議案として検討されていることですので、こういった形で、会長の決定を9月8日にいただいたところでございます。

この内容については、すでにプレス発表しておりまして、プレスの内容等につきましても、委員の皆様方にはすでにファックス等で送らせていただいておりますけれども、10月27、30日、この2日間で開催をするということで、皆様すでにご案内のとおりでございます。

本日、この審査会でご確認いただきたいところがございますけれども、その次のページにあります「公述人の選定について」というところでございます。

資料8をご覧ください。先ほどの意見を聴く会の運営の第2に基づきまして、公述人は、抽選と審査会による選考というふうになっております。こうした形で公述人を選んでいこうということでございます。

先ほど申し上げましたプレス発表、それから、関係する区市の広報等にも掲載をお願いいたしまして、いま現在、35名の方から公述の申し出が寄せられております。

36名の方からあったんですけれども、1名の方は辞退されるというご連絡が

ありましたので、いま現在 35 人ということでございます。

傍聴を希望される方はいま 90 名いらっしゃいます。両日来たいという方もいらっしゃるの、延べ約 100 名ぐらいの方から、いま傍聴のご希望が来ております。

ということでございまして、35 名の公述申出者のうち、先日からお話が出ておりますように、4 分の 3 につきましては抽選、残りの 4 分の 1 について、審査会による選考という形で選定するというご確認をいただいております。

抽選につきましては、明日、都庁のほうで行いたいと思いますけれども、立会人を行政、それから第三者ということをお願いいたしまして、ここにありますように、くじ引きを行い 15 名を選定するというような形で書いてございます。詳細につきましては までに書いてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それから審査会による選考でございますけれども、これにつきましては、先週の末に各委員の皆さんには、寄せられた公述の申出書、これにつきましては、800 字程度で発言の内容を記述していただくような形になっておりますけれども、本文の写しをすでに送らせていただいております。

10 月 4 日付消印の公述申出書が、本日届いた方もいらっしゃいますので、それについては、机の上に配付させていただいております。

こちらの選定方法でございますが、公述申出書の内容によって、意見を聴きたい者 5 名を選考する。名簿に選考結果を記載する。該当するところにマルをご記入いただき、委員から提出された選考結果をもとに、マルが多かった人から順に 5 名を、審査会による選考という形で、選定された公述人ということで、全 20 名の公述人の方を選定をしたいということでございます。

なお、辞退される方等がいらっしゃる可能性がございますので、補充予定者ということで、これは抽選で番号を振って、明日やはり決めさせていただいて、そういう形で欠員が出た場合には、その名簿の方から、補欠という形で補充をさせていただくというような予定でございます。

ということでございまして、委員の皆様方にはお時間に余裕がなく恐縮ですけれども、来週の月曜日までに、事務局のほうに、選考の結果をお送りいただければありがたいと思っておりますので、これにつきましてはよろしくお願ひしたいと思っております。

都民の意見を聴く会につきましては以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。ただいまの件について何かご質問ございますか。特になければ、公述人の選定については、そのようにさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、選考についてよろしくお願ひをいたします。

小島課長 先ほど、辞退された方が 1 名いらっしゃると申し上げましたけれども、お送りさせていただいている中で、3 番という番号がついている方がご辞退されておりますので、よろしくお願ひします。失礼いたしました。

清水会長 それから抽選のほうもありますので、事務局の方で、よろしくお
願いをいたします。

それから、この開催は、いまもお話がありましたように、今月の末でござい
ますので、27日と30日ですね。よろしくお願いをいたします。

それでは、残りました最後の議題でございますが、「才実施主体の意見を聴
く会について」でございます。第1分科会からご提案があるようでございま
すので、よろしくお願いをいたします。

亀山第1分科会座長 それではご提案申し上げます。実施主体の意見を聴く
会の開催につきましては、東京都総合環境アセスメント制度試行実施要領第16
の規定によりまして、実施主体から申し出があったとき、または審査会が必要
があると判断した場合に設けることができることとなっております。

本審査会における、放射5号線等の環境配慮書の調査・審議を進める上で参
考になるのではないかとということから、第1分科会での項目検討を進める中で、
実施主体の意見を聴く機会を設けたほうがよいのではないかとというふうに考え
ましたものですから、ご提案をいたします。

本日もずいぶんご意見をいただきましたし、先ほど、第1分科会の報告の中
でも申し上げましたように、この3案がどのように絞り込まれてきたというプ
ロセスの問題、あるいは3案の環境配慮の仕方の考え方等につきまして、実施
主体に意見を聴きたいということがたくさんございますものですから、先ほど
申しました規定に基づいて、実施主体の意見を聴く会というのを開催したいと
いうことでご提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

清水会長 ありがとうございます。ただいま第1分科会のほうから、実施
主体の意見聴く会の開催についてのご提案がございましたが、事務局のほうか
ら補足して説明することがありますでしょうか。

大坪副参事 それでは補足説明をさせていただきたいと思っております。資料9を
ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、ご説明いたします。

まず、開催時期については特段の定めはございませんが、開催曜日は原則と
して平日とさせていただきたいと思っております。

開催場所につきましても、この庁舎内の会議を、開催時間は、約2時間程度
と考えております。

開催の回数でございますが、原則として1回を予定しておりますが、必要が
あった場合には複数回ということもあろうかと考えております。

開催の周知でございますが、 から にありますように、東京都公報、プレ
ス発表、インターネット、局のホームページなど、このような形で周知を図り
たいと考えております。

説明・質問時間等でございますが、実施主体のほうから約45分間程度説明を
受ける。それに対して質問時間として、これは審査会からの質問時間というこ
とですが、1時間ほどを予定しております。括弧書きで、審査会からの質問に対

する実施主体側の回答時間は1問につき10分程度と考えております。

実施主体の説明者は課長級以上の者が行う。それから、会の議長は、審査会の会長にお努めいただくということでございます。

議長権限、これも後ほど説明しますが、会議は、原則公開となりますので、「会の秩序を維持するため、実施主体の意見を聴く会の運営に関して必要な措置をとることができる」ということで、若干抽象的に書いてあるんですが、先ほどの都民の意見を聴く会と同様の議長権限を、ここでは規定をさせていただきたいと考えております。

それから運営方法でございますが、説明者の発言内容に対し、審査会から説明者への質問も行うこととする。この点については、今回の総合アセスといたしましては、審査会のほうが、直接、都民の意見を聴いたり、あるいは実施主体の意見を聴くというような、ある程度の双方向性を考えている特徴がございますので、ここもそういう特徴を生かしていきたいと考えております。

たとえば、条例アセスでは、出された意見への見解を見解書として取りまとめる規定がございますが、実施主体からの意見を聴く会は、この見解書的な機能の一部を果たすものとも考えられます。

このような双方向性をもつ形で行うというのは、今回の審査会の特徴でもございますので、その辺りよろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

それから、先ほど亀山座長のほうからもご説明がございましたが、実施主体の意見を聴く会については2通りの開催方法がございます。

1つはアとして、実施主体のほうからみずから積極的に意見をぜひ言いたいんだという申し出があった場合、それから、イといたしまして、審査会のほうで必要と判断した場合がございます。今回はイのほう該当するということになります。

それでは、ア、実施主体から申し出があった場合ですが、その場合は、事前に実施主体から意見要旨等を書面で提出をしていただきます。これは実施要領で定まっております。実施主体の意見要旨を審査会に事前送付していただくわけですが、それに対し、審査会から詳細な調査を要する質問等が出た場合は、必要に応じて、審査会から質問要旨を実施主体へ事前に送付することもあろうかと思っております。

そして、実施主体から説明を受け、審査会のほうから質問をしていただく。質問後、さらに実施主体のほうから回答・説明、これが何回か繰り返されるということがアの例でございます。

イの場合におきましても基本的には同じですが、実施要領細目第19の規定に基づき、事前に審査会が環境局長に対しまして開催の要請をいたします。次に、環境局長が実施主体に対し、実施主体の意見を聴く会において公述するよう要請をいたします。

その後、審査会の質問要旨を実施主体へ送付をする。要領細目第17の規定に基づき、実施主体がそれに対する意見要旨等を書面で提出をしていただく。

そうしまして、当日は審査会から質問概要の説明をして、実施主体のほうから回答・説明があり、またさらに再質問を審査会のほうでやっていただく。これを繰り返して約2時間程度、このような形で開催をさせていただく。こうい

うふうに事務局の案としては考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

清水会長 ありがとうございます。いまのご説明等につきまして何かご質問なりございましたら、どうぞ。

柳委員 質問時間1時間ということですから、1問につき10分ということは、6問ぐらいしか質問できない。じゃ、何をどういう形で選んで質問するのか、どこで質問内容を選ぶのか、これはどういうふうになるんでしょうか。

清水会長 そこはどういうふうに運ぶお考えですか。

町部長 この時間は断定的に見えるようでもありますけれども、目安の時間ということでご理解をいただきたいと思ひます。

それで、特に下の、審査会が必要と判断して開催を今回はしようということになりますので、ここにもありますけれども、まず、こちらのほうからの質問要旨は向こうにきちんと伝えておく必要があるだろうと。

この質問については、皆様方から、まだ、いまの時点でというのは早いんだらうと思ひていますが、都民の方からの意見を聴く会が終わった後の段階ぐらひで、皆さんからのご意向を聞かせていただいて、会長及び分科会座長と相談をさせていただいて整理をしたいと考えております。

清水会長 いまの段階ではその程度のことでしょうか。きょうの印象から、かなりたくさん質問したいことは出そうですからね。これは、よくまたそれを練らないといけないということも。

柳委員 どの質問を選ぶのかというのは結構けんけんがくがくあると思うんですよね。限られた時間ですから。

清水会長 下の枠の中の下のほうでいくわけですね。イと書いたほうでね。そこにあります、審査会の質問要旨を実施主体へ送付するというわけですから、このところがちゃんとしてないとうまくいかないわけですから。

それでは、いま部長さんのおっしゃったように、ある機会にお互いに連絡し合つて質問事項を整理するということが当然に必要なってきますね。

岡本委員 実施主体からの説明の約45分の内容なんですが、事前にこの審査会から送付した質問に対する回答がこの45分なのか、それは後段の質問時間の1時間のほうで処理するのか、このあたりのところはどういうふうにご考慮されておられますか。

大坪副参事 この説明につきましては、事前に送付しました、いま議論になりましたけれども、その質問要旨を中心に説明をしていただく予定です。

そのほか、どうしてもこれだけは言いたいなんてことがあるかも知れませ

んが、それは状況次第だと思いますが、おおむねこの時間内におさめていただきたいと考えております。

岡本委員 そうすると、この説明と書いてあるのは、事前に送られた質問に対する回答に関する説明というふうに理解してよろしいんですか。

大坪副参事 はい。

清水会長 ただ、いまの点は、その下のほうで、アのケースとイのケースと両方、後で出てくるわけで、その前にこれが書いてあるから、開発部局のほうから、説明したいから聴く機会を設けてくれと申し出があってから始まる場合というやつは、45分というのは向こうが言いたいことを先に言うということにもなるので、ここも原則的なことを書いているんだろうと思うんですよ。

岡本委員 いわゆる一般のアセスの中で事業者説明をお願いすると、ほとんど評価書案に書いてある内容をそのまま読むような説明がかなり多いんですね。それによってかなりの時間をとられてしまうことが多いので、実質的な多くの委員会の先生、あるいは傍聴に来られた都民の方の関心のある説明をしていただかないと、貴重な時間ですので非常にまずいと思うんです。ぜひその辺り配慮していただきたいと思います。

もう1点は、説明者が実施主体の課長級以上の者というふうになっているんですけども、質問の内容がかなり専門的になった場合には、配慮書の作成に一番中心にかかわった方が課長級以下の場合も考えられますので、やはりここは頭に「原則として」とか、事業者の説明をするのが一番ふさわしい人に説明が求められるような形にされたほうがいいのではないかと思います。

清水会長 そういうことですね。

それでは、放射5号線等の環境配慮書の調査・審議に資するというところで、総合環境アセスメント制度試行実施要領第16の規定による実施主体の意見を聴く会を開催することにしたいと思います。

なお、開催概要につきまして、本日、委員の皆様から寄せられたご意見等も踏まえまして内容を決定したいと思います。

「実施主体へ聴きたい事項につきましては、いまお話がありましたように、皆様おわかりですね。一方的に、機械的に、ご意見等事務局へお寄せいただくってそうはいかないのでありまして、いずれにしても審査会からの質問の要旨を事務局においてお取りまとめをいただくということが当然必要でありますから、そういうふうに運ぶということでもありますね。

そういうような方法で、こちらからのイニシアチブで説明を聴くということにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それで。

それでは、運営のプロセスについても、いまのようなご発言に留意をしてやっていたきたいということでもあります。そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

そういうことで、いま方向が決まったわけでもありますので、事務局のほうに

お願いしたいわけではありますが、環境局長さんから実施主体のほうへ、審査会からの開催要請があったことをよろしくお伝えいただきたいというお願いでございます。

町部長 わかりました。

清水会長 よろしくお願いいたします。

以上で、予定の議題としては一通り済んだわけではありますが、最後に「その他」とありますが、何か事務局のほうからございますでしょうか。

小島課長 今後のスケジュールなんですけれども、先ほど来、話が出ております具体的なスケジュールといたしましては、10月27日と30日に都民の意見を聴く会が予定されております。

ご出席のご予定につきましてはすでにお聞きしてございますけれども、そのスケジュールでご出席いただけるようお願いしたいと思います。両日ご出席いただける委員の方と、片方ご出席ということでご連絡いただいている方といたしますが、両方出られるようになったとか、そういう場合には、ぜひご出席いただければありがたいと考えております。

もう1つ、いまお話が出ました実施主体の意見を聴く会の開催でございますけれども、これにつきましてはまだ、相手先もあることですので、スケジュールをこれから確定をして、ご連絡をまたさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の審査会の開催につきましても、これからさらに分科会等において検討を加えて、その後で審査会の開催というふうになると思いますので、これにつきましてもスケジュールが固まり次第、改めてご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたいと思います。

以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。お聞きのとおりではありますが、特にあとご発言がなければ、だいぶ時間も過ぎましたが、本日の審査会は以上をもちまして終わりにしたいと思います。

長時間、夜遅くまでありがとうございました。